

## 💡 修学上の配慮(合理的配慮)についてのご案内

大学・短大での学びの中で、「集中し続けることが難しい」「対人関係で強い不安を感じる」「講義の聞き取りや板書が困難」など、困りごとはありませんか？

本学では、障がい(発達障がい・精神障がい・身体障がいなど)のある学生が、他の学生と同じように学べるよう、一人ひとりの状況に合わせた調整や工夫(合理的配慮)を行っています。

---

### ✂ 合理的配慮の具体例

分類	配慮・サポート内容(例)
講義・試験	座席の配慮、指示の明確化、一時退室の配慮、試験時間の延長・別室受験 オンライン受講の併用
ツール・教材	講義の録音許可、資料のデータ化、支援アプリの使用許可
通学・体調	通学手段の配慮、通院に伴う配慮、服薬指導

※これらはあくまで一例です。本人の希望と大学側の状況をふまえ、相談しながら決めていきます。

---

### 📁 相談の進め方

#### 1. 相談のタイミング

いつでも相談可能です。

学期の途中からでも受け付けています。「困ったな」と思った時に、早めに相談してください。

## 2. 相談窓口

まずは「面談(対面)」でお話を伺います。

以下のいずれか話しやすいところへ、直接またはメールで申し込んでください。

相談先	備考
教員	グループアドバイザー、またはゼミ担当教員
専門窓口	なんでも相談室、保健室
事務局	教務部 ( <a href="mailto:em-kyoumu@kanazawa-gu.ac.jp">em-kyoumu@kanazawa-gu.ac.jp</a> )

## 3. 相談の流れと必要書類

ステップ	内容	書類の有無
① 最初の相談	困りごとを詳しく伺い、教職員と一緒に解決策を話し合います。	不要(まずは話すだけで OK)
② 正式な申請	具体的な配慮を正式に決定し、申請を行います。	必要(手帳または医師の診断書)

### 対象となる方

- 発達障がい
- 精神障がい(適応障がいやうつ状態など)
- 身体障がい(視覚・聴覚・肢体不自由)
- 内部障がい
- その他、心身の疾患により修学に制限を受ける方すべてが対象です。

### 【プライバシーの保護について】

相談内容や障がいに関する情報が、本人の同意なく関係者以外に知られることはありません。また、相談によって成績評価などで不利益を被ることは一切ありませんので、安心して相談してください。